

強制執行申立てに要する費用補助

< 補助対象者 >

茅ヶ崎市に居住し、次のいずれにも該当する者

- ・母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかで養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること
- ・養育費の取得に要する経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助対象経費に関する補助金（他自治体が交付したものを含む）を交付されていない者

< 補助対象費用(上限15万円) >

- ・弁護士等への依頼費用のうち着手金
- ・申立てに要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める経費

< 申請方法 >

裁判所が強制執行の実施を決定した日から6ヶ月以内に申請書と必要書類を添えて、茅ヶ崎市こども政策課に提出

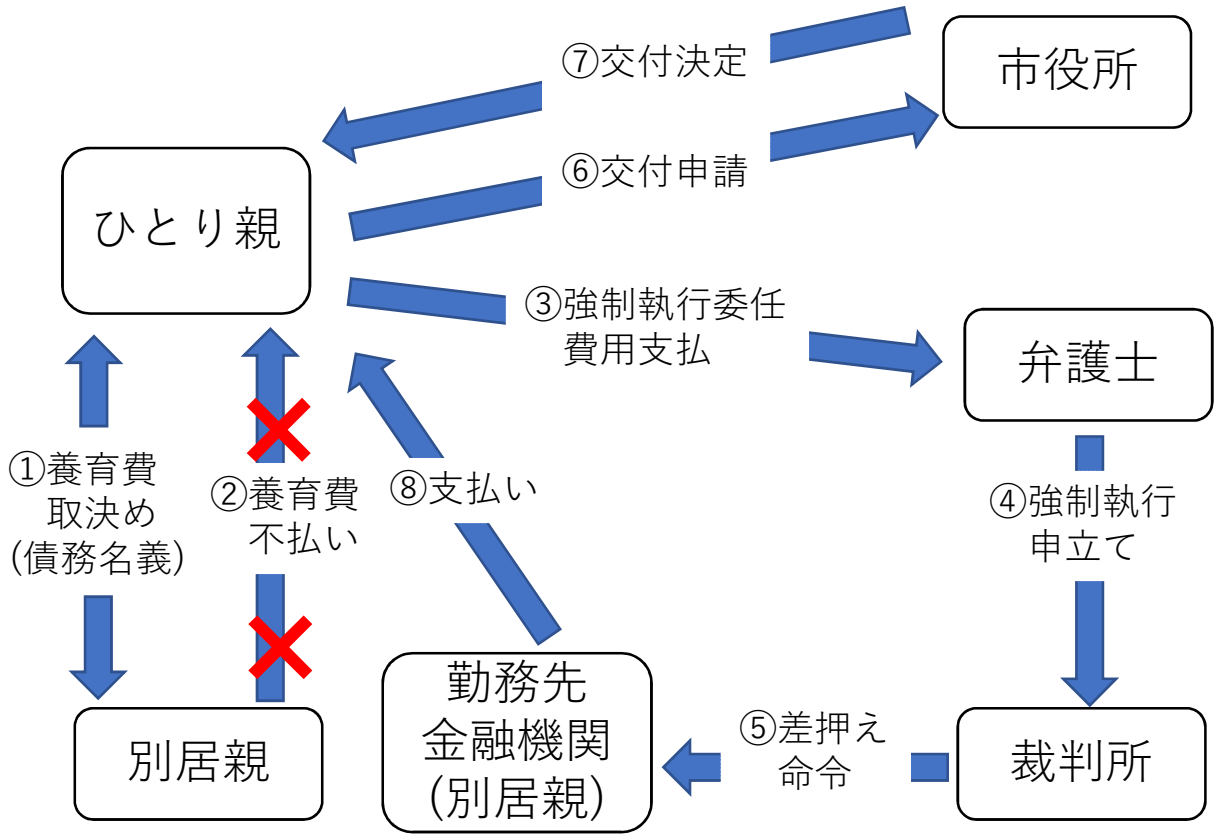
< 必要書類 >

- 申請者及び子の戸籍謄本又は抄本
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 申請者の世帯全員の住民票
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 補助対象となる経費の領収書等
※申請者本人が負担したものに限り
- 養育費について取決めをした文書（債務名義としての効力を有するものに限り。）
- 強制執行申立て等の実施を裁判所が決定したことを証する書類
- 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

< 注意事項 >

- ・法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用する場合に、立替金の償還が免除の対象となる場合は対象外です。

<補助までの流れ（弁護士委任）>



<補助までの流れ（自身で申立てる場合）>

